

西脇市都市計画審議会の会議の記録

審議会等の名称	平成30年度第5回西脇市都市計画審議会
開催日時	平成31年2月20日（水） 午前10時00分～11時30分
開催場所	西脇市役所2階 特別会議室
出席委員の氏名又は人数	吉本 剛典 村井 公平 藤原 勇夫 藤原 廣司 齋藤 太紀雄 内橋 昌子 吉井 敏恭 吉田 耕造 美土路 祐子 萬谷 信弘 村岡 栄紀 白井 伸幸 寺北 建樹 澤木 昌典
欠席委員の氏名又は人数	—
出席職員の職・氏名又は人数	市長 片山 象三 (幹事) 技監 福田 嘉孝 建設水道部長 田中 浩敬 (事務局) 都市計画課長 田中 浩敬 都市計画課主幹 吉田 尚史 都市計画課課長補佐 植木 敬介 都市計画課主査 松原 正佳 都市計画課 泉 佳甫
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	2人
議題又は協議事項	1 開会 2 市長あいさつ 3 会長あいさつ 4 審議事項 (1) 議案第1号 西脇市都市計画マスタープランの策定について（付議第1号） 5 報告事項 (1) 都市計画区域マスタープラン等の見直し

議題又は協議事項	について 6 その他 7 閉会
会議の記録（概要）	
発言者	
事務局	1 開会
市長	2 市長あいさつ ○ 市長退席
会長	3 会長あいさつ
事務局	○ 会議成立報告 ・事務局より、委員数13名中、本日の出席委員数13名により、本日の会議が成立する旨を報告
議長	○ 議事録署名人選出 ・村井公平委員、内橋昌子委員の2名を本日の議事録署名人に指名
議長	○ 会議の公開・非公開確認 議事運営規則第7条第2項の規定により、同条第1項への該当の有無について協議し、非公開内容は無いことが審議会において確認され、本日の会議は公開することが決定された。
事務局	○ 傍聴定員の決定 事務局より、本日の傍聴希望者は2名であることを報告。傍聴要綱第2項に定める定員以下のため、2名全員の入室が許可された。
	4 審議事項 (1) 議案第1号 西脇市都市計画マスタープランの策定について（付議第1号） ○ 澤木委員を座長に指名

事務局	<ul style="list-style-type: none"> 資料 1 - 1 及び資料 1 - 2 に基づき、事務局より内容説明
座長	<ul style="list-style-type: none"> 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。
座長	<ul style="list-style-type: none"> 資料 1 - 1 P 9 「今後の参考とするもの」について、内容が難しいというご意見に対し、第 2 次西脇市都市計画マスタープランでは、専門的な用語について、用語集を計画書に掲載されている。 他市の事例として、中学生以上が理解できるレベルで 20 ページ程度のイラスト入り冊子を作成されている。例えば、「用途地域って何?」「地区計画って何?」といったことをできるだけ簡単に記載されている。また、木造住宅の密集市街地があり、都市計画分野として「防災街区整備地区計画」を設定しているため、その解説なども行っている。 作成した冊子は、地域の求めがあれば、市の職員が出前講座をしており、そういったところから、自分たちのまちを見つめていただき、まちづくりに取り組んでいただくという流れである。また、そのような中で地区計画の策定を検討していくことをされており、参考にされてみてはいかがか。 大阪周辺では、特に住環境を守っていくために地区計画を策定されることが多い。自治会程度の単位で、1、2 年は勉強会をして、自分たちの地域として、建物の建て方などを地区計画で法的に定めている。都市計画マスタープランだけでなく、自分たちにも関係していると認識いただいて、そこからまちづくりに取り組んでいただく、つながっていくと良いと思う。
座長	<ul style="list-style-type: none"> 資料 1 - 1 P 10 「その他」について、1 件目は空き家対策についてのご意見である。空き家等については、西脇市に限らず課題意識が大きくなってきている。空き家だけでなく、駐車場になっていたり、使われていない空き地も多くある。 少子高齢化の中で、使われない土地や建物が出て

座長	<p>くるということについて国でもかなり危機感を持たれており、このような家や土地がポツポツと穴のように空いていく現象を、「都市のスポンジ化」と呼んでいる。また、それにどう対処していくかを、社会資本整備審議会の下で都市計画基本問題小委員会で集中的に議論されている。直近では、2月中旬に都市のスポンジ化に対して答申が出されている。</p> <p>例えば地権者が遠方にいるために地権者は使えないが、地域にとっては比較的重要な場所にあるような土地をうまく調整し、まちなかの広場にしていくというように、使える土地は有効に使えるような仕組みをつくっていかうというものである。神戸市では、阪神淡路大震災の後に、このような制度によって広場や公園として使用されているような例がある。地権者の理解を得られると、土地を使える、使いやすい仕組みが今後も多く出てくると思われる。西脇市でもそういった活用を進めていくことができれば良いと思う。</p>
座長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1-1 P10「その他」について、2件目は歳入、歳出についてのご意見である。立地適正化計画ではコンパクトシティの形成、公共施設等総合管理計画などではストックの有効活用といった考え方が示されている。まさにこういった計画が第2次西脇市都市計画マスタープランと関連し、実現していくことだと思う。 ・ 特に、今後は新庁舎の移転等があり、中心市街地を再構築していく中で、非常に重要な局面を迎えており、歳入、歳出をいかに最適化するかは行政手腕が問われるところだと思う。
座長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1-1 P10「その他」について、3件目は将来に期待が持てる新しい世代への投資というご意見である。茜が丘複合施設「Miraie（みらいえ）」は非常に好評をいただいていると聞き、見学させてもらった。また、播州織に関連してもデザイナーが移住されているなど、若い人の元気な力が見られる。 ・ 色々な地方都市で、今の仕組みに当てはまらない

座長	<p>ような人や疑問を持つ人が、大都市から地方都市に出て行き、自立的に新しい事業を始めるような動きが全国でも出てきている。</p> <p>長野県下諏訪町では、中心商店街の空き家対策として、若い人を誘致する施策を行った結果、2011年に空き家をゼロにしており、先進事例として注目を浴びている。大阪から移住した20代の女性が、空き店舗で和菓子屋を始めたり、元々地域におられた方が、Uターンして洋装店を始め、自らデザインしたものを販売していたり、様々な新しい動きが出てきている。若い人が希望を持って、色々なことにチャレンジしていけるような環境が空き家対策にもつながっており、こういったことが推進されていくと良いと思う。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書を市民の方が見る機会はほぼない。ホームページに出ているが、100ページもあるようなものをわざわざ見ることはない。また、西脇市全体のことについてもなかなか関心と呼ばないと思う。自分の住む地区のことであれば、少しは見ようと思う。地区に関心を持って、初めて西脇市に関心を持つのではないか。 ・ 第2次西脇市都市計画マスタープランで、地域づくりの方針は各地区10ページ程度である。当該地区部分のみ、全戸配布してはいかがか。その中で意見が出れば、地域のまちづくり協議会や行政に反映していくような仕組みにできないかと考える。 それぞれの地域で説明会を行っても、なかなか意見は出ないものと思う。計画を本当に地域に役立てるのであれば、こういった対応が必要ではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書は100ページを超えており、手に取りにくい状況である。ご提案いただいているように、自分の地域のもので各家庭に配布されていれば、読んでいただけるのかなという印象はある。 ・ 本市に様々な計画がある中、第2次西脇市都市計画マスタープランのみでの即答はしかねる。また、配布するとしても、市全体の概要版と共にその地域

事務局	<p>のものを掲載するといったかたちもあると思う。検討させていただきたい。</p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> よく概要版を配布されるが、概要版は、わかっている人が見ると分かるが、一般の人にはよりわかりにくいものである。
座長	<ul style="list-style-type: none"> 第2次西脇市都市計画マスタープランに関連して出ている話題であるが、配布物を作成される場合には、例えば災害危険箇所や避難場所などの防災情報など、生活の役に立つものとセットでつくられると良いと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料1-2 P48に将来の都市構造と土地利用の区分の関係（ゾーン）とあるが、自然保全ゾーンが産業ゾーンと自然活用ゾーン、自然保全ゾーンとに分かれている。保全という趣旨から、産業ゾーンに分かれるのは違和感があるがどのような考えか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ゾーンの名称が同一で分かりにくくなっているが、【将来の都市構造】は「西脇市の将来都市構造図」（平成30年度第4回西脇市都市計画審議会資料1 P40）、【土地利用の区分】は「土地利用方針図」（平成30年度第4回西脇市都市計画審議会資料1 P51）から示されているものである。 「土地利用方針図」において、産業ゾーンが自然活用ゾーン及び自然保全ゾーンと重複しているところはなく、考え方としては重複しないが、模式図である「西脇市の将来都市構造図」と即地的である「土地利用方針図」の図で重複する箇所があり、このように示している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料1-2 P48は考え方を示すところであるため、【将来の都市構造】の自然保全ゾーンは、【土地利用の区分】の自然活用ゾーンと自然保全ゾーンへの接続のみに修正すべきではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘の通り修正する。

委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料 1 - 1 P 9 「今後の参考とするもの」に関連し、説明会のタイミングについて伺う。 これまで、市の計画書は計画書策定後に開催するイメージであったが、第 2 次西脇市都市計画マスタープランでは、立地適正化計画と併せて、策定途中での説明会を行っている。市民からは策定後に説明会をされても、意見を反映されるわけでもなく、あまり意味がないという意見を聞くが、今回の説明会のタイミングにした理由とその結果について伺いたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 資料 1 - 1 P 3 にもあるように、第 2 次西脇市都市計画マスタープランでは検討前にアンケート調査、概ねの内容が固まった段階で説明会、案として取りまとめた段階でパブリック・コメントを実施した。 説明会のタイミングについては、委員ご発言のとおり、策定後の説明会では意見反映がなされないというご意見を聞いていたために、素案段階で実施したものである。7 地区で実施したが、結果として、地域ごとに何に関心を持たれているのか、事務局として持っている印象とのギャップ等を感じられたため、よかったと考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 資料 1 - 2 を配布されているが、ここで出てくる言葉の意味がこの資料からではわからない。 誰でもわかるパンフレットのようなものがあれば嬉しく思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 今回、資料全文を配布していないが、資料 1 - 2 については、計画書の抜粋であり、当該ページの前後に用語の考え方を掲載している。また、計画書末尾には用語集を掲載している。
議長	<ul style="list-style-type: none"> 議案第 1 号について、本日修正点を反映したものについて、賛成委員の挙手を求める。 <p>○ 委員全員の挙手により、原案通り可決された。</p>

議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申書については、会長一任で作成させていただいてよいか。 ○ 異議なし <p>5 報告事項</p> <p>(1) 都市計画区域マスタープラン等の見直しについて</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料2に基づき、事務局より内容説明
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料2 P 8 と P 11 は図が異なるが、P 8 の市街化区域の文字の位置は市街化区域にかぶせるべきではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤解がないような表現をするよう努める。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料2 P 11 に中都市計画区域が8 haあると示されているが、そのままが良いのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中都市計画区域は過去に多可町の区域であったところが、河川改修等によって西脇市に編入されたところである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西脇市に編入する際の約束ごととして、中都市計画区域のまま残すこととなっている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民から意見が出たりしていないのか。 ・ 見直しのタイミング等で変更すると比較的簡単で良いのではないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民は東播都市計画区域への編入を望んでいない。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中都市計画区域は非線引き都市計画区域であり、東播都市計画区域に編入されると市街化調整区域に

事務局	なることから、規制が強くなるという考え方はあると思う。都市計画担当としては、開発圧力が強くない場所と捉えており、現状で支障はないと考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> この機会に、改めて住民に確認したりしないのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 手続きとしては、閲覧制度があり、何かあればその際の意見聴取となる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 当然制度として閲覧できる機会があるが、わざわざ市役所に来て、閲覧して意見を述べる人はほぼいない。今回の件に限っての意見ではないが、もう少し身近なものを考えるべきと思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメントでも、市役所だけであったものから、ホームページ、そして図書館というように、市民の方がより日常的に見ることができるような形へと変わってきていると考えている。
	5 その他
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 西脇市立地適正化計画は平成30年12月28日に策定、公表及び運用開始した旨を事務局より報告
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画道路野村蒲江線の都市計画変更について、手続き状況を事務局より報告
建設水道部長	6 閉会 建設水道部長より閉会のあいさつ
問合せ先	西脇市役所 建設水道部 都市計画課